

**【記入例】**

別記様式第2号の2(第6条関係)  
グループホーム家賃等減額助成金交付事業 実績報告書

事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
事業所名	グループホーム△△							
家賃 (1月あたり)	70,000	月途中の入居・退居	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
		月途中の入院・退院	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
光熱水費 (1月あたり)	15,000	月途中の入居・退居	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
		月途中の入院・退院	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
食費 (1日あたり)	1,100	月途中の入居・退居	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
		月途中の入院・退院	全額徴収	・ 日割り	・ その他 ( )			
被保険者番号	被保険者氏名	段階	サービス提供年月	利用日数 食費請求 日数	助成基礎額 (本来徴収する額) A		利用者から実際に徴収した額 A-B	減額した額 (助成額) B
0001111111	宇治 花子	生活保護受給者	平成27年7月	15	家賃	33,870	33,870	0
				15	光熱水費・食費	23,758	14,158	9,600
0001111111	宇治 花子	生活保護受給者	平成27年8月	21	家賃	70,000	40,000	30,000
				21	光熱水費・食費	38,100	24,600	13,500
0001111111	宇治 花子	生活保護受給者	平成27年9月	30	家賃	70,000	40,000	30,000
				30	光熱水費・食費	48,000	28,000	20,000
0001111123	介護 太郎	第2段階	平成27年7月	23	家賃	51,935	40,000	11,935
				23	光熱水費・食費	36,429	25,329	11,100
0001111123	介護 太郎	第2段階	平成27年8月	31	家賃	70,000	50,000	20,000
				31	光熱水費・食費	49,100	34,100	15,000
0001111123	介護 太郎	第2段階	平成27年9月	30	家賃	70,000	50,000	20,000
				30	光熱水費・食費	48,000	33,000	15,000
0001111125	介護 花子	第3段階	平成27年9月	27	家賃	63,000	48,000	15,000
				27	光熱水費・食費	44,700	36,000	9,000
					家賃			
					光熱水費・食費			
					家賃			
					光熱水費・食費			
					家賃			
					光熱水費・食費			
					家賃			
					光熱水費・食費			
					家賃			
					光熱水費・食費			
減額対象者数	3人				家賃助成額 計 a	126,935		
					光熱水費・食費助成額 計 b	93,200		
<b>助成金交付申請額事業所計 a+b</b>							<b>220,135</b>	

20,000 × 15/31 (100円未満切捨て)

7月17日に入居

8月10日～19日(10日間)入院

20,000 × 21/31 (100円未満切捨て)

7月9日に入居

15,000 × 23/31 (100円未満切捨て)

10,000 × 27/30 (100円未満切捨て)

9月4日に入居

(注意) 光熱水費・食費の助成額は、食費の請求日数に応じて助成額を日割り計算します。(100円未満切捨て)

**【減額される額(月額)】**

段階	家賃	光熱水費・食費	
		上限	(上限)
生活保護受給者		なし	20,000円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の人	各事業所の家賃から40,000円を控除した額	20,000円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人		15,000円

**【記入上の注意】**

<段階>  
認定証に記載の減額内容をご確認いただき、該当する段階を記入してください。

<助成基礎額 A>  
減額前の請求金額を記入してください。

<家賃 減額した額 B>  
認定証に記載の減額内容をご確認いただき、減額する額を記入してください。  
生活保護受給者は助成基礎額家賃から40,000円を引いた額。40,000円を超えない場合は0円。  
第2段階の人は助成基礎額家賃から41,000円を引いた額に対し上限20,000円まで。  
第3段階の人は助成基礎額家賃から41,000円を引いた額に対し上限15,000円まで。

<光熱水費・食費 減額した額 B>  
認定証に記載の減額内容をご確認いただき、減額する額を記入してください。  
食費請求日数が1か月にみえない場合は助成額上限を食費請求日数で按分してください。  
生活保護受給者は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限20,000円。  
第2段階の人は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限15,000円。  
第3段階の人は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限10,000円。

<利用者から実際に徴収した額 A-B>  
A-Bを記入してください。利用者から領収する金額となります。

※添付書類  
利用者に交付した領収書の写し(利用日数、家賃、食費請求日数、光熱水費、食費の内訳が確認できるもの)  
後で減額相当分を利用者に返還した場合は、利用者より領収書を受領しその写しも添付してください。(家賃、光熱水費・食費の減額した額の内訳が月ごとに確認できるもの)